

「グローバルビジネス支援窓口業務委託」

提案公募要項

[資料]

資料 1 令和 8 年度仕様書

[様式]

様式 1 質問書

様式 2 提案公募参加申込書

様式 3 役員名簿

様式 4 参加申込辞退届

この提案公募要項は、グローバルビジネス支援窓口業務委託の最優秀提案者を選定するための提案公募（以下、「提案公募」という。）について、留意すべき事項を定めたものである。
提案をしようとする者は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1 事業名称

グローバルビジネス支援窓口業務委託

2 事業目的

福岡市内のスタートアップの海外展開については、マーケティングや適切な現地パートナー探し、言語の壁や商慣習、法制度などへの理解も必要があるなど、実際に海外展開をするには数年を要する現状にある。

海外起業家及び企業の誘致については、先端技術や革新的なアイデアによるサービス等をいち早く享受することによる市民生活の質の向上や、都市の成長を牽引する高付加価値なビジネスの集積などを目的に、海外の先進的スタートアップ及び外国・外資系企業や金融機関等（以下、「海外スタートアップ等」とする。）の誘致を行っているが、言語やビジネス文化の違いに加え、在留資格、金融ライセンスにかかる諸手続き等のハードルが存在し、進出・展開は容易とはいえない。

本業務において、各種相談対応や支援制度の情報提供等を行う専門相談窓口を設置し、福岡市内のスタートアップの海外展開及び海外スタートアップ等の誘致を加速させるとともに、イベント等の機会を活用した福岡エコシステムのプロモーション業務を行い、福岡市のグローバルなビジネス環境づくりを促進する。

3 事業実施場所

Fukuoka Growth Next スタートアップカフェスペース内 外

住所：福岡市中央区大名二丁目 6 番 11 号 外

面積：相談スペース約 5 m²、別途バックヤードスペース確保予定

4 履行期間

本事業の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 事業費（上限価格）44,763,000 円

令和 8 年度予算については現在編成中であり、令和 8 年第 1 回福岡市議会の議決後に決定する。実際の契約額については、議決後の予算の範囲内において、受託予定者の提案内容等を参考にし、改めて、見積もりを徴した上で決定するものとする。

6 業務内容

資料 1 「令和 8 年度仕様書」のとおり。

7 応募資格

次の各号のいずれにも適合すること。

- (1) 法人若しくは団体（以下「法人等」という。）で市域内に事業所のあるもの、又は業務上の提携を行っている2以上の法人等若しくは個人事業者で構成する共同体（市域内に主たる営業所若しくは主たる事務所のある法人等を含むものに限る。以下「共同事業体」という。）であること。
- (2) 共同事業体にあっては、当該共同事業体を代理する者（法人等に限る）が指定されており、かつ、共同事業体の構成員の役割分担が明確に定められていること。
- (3) 以下の①～③のいずれも満たしていること（共同事業体にあっては、その構成員の全てが①～③のいずれも満たしていること）。
 - ① 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3の各号に掲げる要件に該当しないこと。
 - ② 以下のいずれの申立てもなされていないこと。
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
 - ③ 市町村税（市町村税、その延滞金等をいう。）に係る徴収金、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 法人等にあっては、その役員のうちに暴力団員がいないこと。
- (6) 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は団体でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。
- (8) 前各号に掲げるほか、この要項に定める諸条件に対応できること。

8 提案公募に付する内容

福岡市内のスタートアップの海外展開支援や海外スタートアップ等の誘致を促進するための業務等に関する提案を募集する。

詳細は別紙仕様書のとおりであるが、これを満足させるとともに、特に下記の点に留意して提案すること。

- (1) 事業実施にあたっての創意工夫（言語人材の採用支援の手法や相談対応の質の向上等）
- (2) 業務執行体制（事業実施の中心となる相談員の具体案等）
- (3) 別紙仕様書の成果目標の達成に寄与する追加提案

9 主なスケジュール

提案公募開始	令和 8年 2月 2日 (月)
説明会参加申込書提出期限	令和 8年 2月 9日 (月) 12時00分
説明会（オンライン）	令和 8年 2月 10日 (火) 10時30分～
質問書提出期限	令和 8年 2月 13日 (金) 17時まで
質問回答日（予定）	令和 8年 2月 18日 (水)

提案書等提出期限	令和 8 年 2 月 24 日 (火) 17 時まで
事業者選定委員会による評価・選定（予定）	令和 8 年 2 月下旬～3 月上旬
業者決定、通知（予定）	令和 8 年 3 月 13 日 (金) まで
契約締結（予定）	令和 8 年 4 月 1 日 (水)
事業開始（オープン）	令和 8 年 4 月 1 日 (水)

10 説明会開催、質問書の受付

(1) 説明会の開催

① 開催日時

令和 8 年 2 月 10 日 (火) 10 時 30 分から 11 時

② 備考

オンラインで開催します。（URL は説明会参加申込書提出者へ別途お知らせします。）

※説明会参加希望者は、「15 提出先・問い合わせ先」へ電子メールにて「説明会参加申込書（様式1）」を 2 月 9 日（月）12 時までに提出してください。

※提案公募への参加を希望される場合は、可能な限り説明会への参加をお願いします。
(説明会の参加が提案公募への参加の必須条件ではありません。)

(2) 質問書の提出及び回答

① 受付期限

令和 8 年 2 月 13 日 (金) 17 時まで

② 提出先・提出方法

「15 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。また、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

③ 回答方法

質問に対する回答は、福岡市ホームページに掲載します。

11 提案書類の提出

(1) 提案書提出期限

令和 8 年 2 月 24 日 (火) 17 時必着

(2) 提出書類

応募しようとする者は、下記①～⑧までの書類を揃え、(1) の期限までに「15 提出先・問い合わせ先」の担当まで提出すること。別途詳細を説明する書類や資料等があれば、あわせて提出すること。

① 提案公募参加申込書（様式2）

- ・共同事業体で応募する場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を提出すること。（様式自由）

② 企画提案書

- ・書式は自由、資料は A4 横とし、横書き、20枚以内（表紙・見積書を含む。）で作成すること。
- ・事業実施スケジュールや執行体制等を記載すること。

※書類には、提案事業者名が分からないようにすること。

③経費見積書

- ・書式は自由、A4 サイズ、横書き、積算内訳を記載すること。

④会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）

⑤役員名簿（様式3）

- ・福岡市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警察本部へ照会するために使用する。

⑥市町村税（市町村税、その延滞金等をいう。）に係る徴収金に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

⑦消費税及び地方消費税納税証明書

- ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」とする。（「その3の2」「その3の3」でも可）

⑧法務局発行の登記事項証明書（全部事項証明書）の内、現在事項証明（発行後3ヶ月以内のもの）

（3）提出方法

電子データ（PDF形式）の提出によること。

（4）提出先

「15提出先・問い合わせ先」のとおり。

（5）参加の辞退

提案公募参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式4）を提出すること。提出期限・提出先は「15提出先・問い合わせ先」のとおり。

1.2 事業者選定委員会による評価及び選定

提案内容を評価し、最も優秀な企画提案を選定する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施する。

（1）評価内容

事業効果や費用対効果、また日程、人員等において無理のない計画であるかなどの観点から総合的に評価する。

（2）スケジュール

① 委員会による評価（実施日時：令和8年2月下旬～3月上旬 予定）

提案者毎に15分間のプレゼンテーション後、質疑応答を10分間行う（予定）。

時間等の詳細については、改めて各提案者に通知する。その際に、提案内容に関する追加資料を依頼することがある。

② 事業者の選定

委員会にて企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な企画提案を行った事業者を選定する。

《評価基準及び配点（100 点）》

評価基準	配点
実施方針・計画	
本事業の趣旨・目的を十分に理解し、福岡市のグローバルなビジネス環境づくりを促進する提案となっているか。	50
事業実施に当たっての創意工夫や追加提案等があり、事業目的の達成に効果的か。	10
組織・体制	
事業を実施する上で必要な組織体制と適切なスキル、経験を有する人材及び人員が確保されているか。	10
個人情報保護及び情報セキュリティに関する体制が十分に確保されているか。	10
経費	
必要と考えられる経費がすべて計上されているか。	5
提案見積価格は適正か。（業務規模と経費見積が大きくかけ離れていないか。）	5
実現性	
本業務が遂行可能と判断できる十分な経営基盤を有しているか。	5
本業務が遂行可能と判断できる活動実績があるなど提案の実現性が認められるか。	5
100	

1.3 事業者の決定及び契約

委員会での選定に基づき、福岡市は総合的に判断して最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った参加事業者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

なお、実施期間や実施内容等において、採用された提案内容の一部の修正を依頼する場合がある。この場合、契約手続の際に、当該修正を反映した提案書類を改めて作成し、提出を求める可能性がある。

また、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

1.4 特記事項

- (1) この要項に示すほか、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案事項があれば、応募書類に合わせて提出して差し支えない。その場合は、提案資料全体を採点対象とする。
- (2) 1事業者 1 提案とし、1 事業者から複数の提案は認めない。
- (3) 提出された提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 本提案公募において使用する言語は日本語（商標及び固有名詞を除く）とし、通貨単位は「円」とする。
- (5) 提出書類への虚偽記載その他不正な行為があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類全ての提出がなかったときは失格とする。
- (6) 提案書類提出後は、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な修正を除き、変更は認めない。
- (7) 応募に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (8) 提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選定に係る評価を行う場合、選定後に業務計

画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用し、又は複製することがある。

- (10) 決定事業者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (11) 選定結果に関する質問には一切回答しない。
- (12) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

15 提出先・問い合わせ先

福岡市経済観光文化局グローバルスタートアップ推進課 澤田、團

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8-1

TEL : 092-711-4706 FAX : 092-733-5582

E-mail : globalstartup@city.fukuoka.lg.jp